

第1部	令和6年度(2024年度)の小規模事業者の動向	1
第1章	中小企業・小規模事業者の業況	2
第2章	金利・為替・物価	6
第3章	雇用環境	16
第4章	労働生産性・設備投資・デジタル化・DX	19
第5章	価格転嫁	27
第6章	賃金・賃上げ	35
第7章	倒産・休廃業・事業承継	41
第8章	中小企業・小規模事業者に求められる共通価値	48
第9章	中小企業・小規模事業者の事例	52
第2部	経営力を高める小規模事業者の持続的発展と地域貢献	67
第1章	持続的発展に向けた経営力の向上	68
第1節	小規模事業者の経営力の向上	69
第2節	地域の持続的発展と小規模事業者	157
第3節	まとめ	199
第2章	支援機関の支援力強化	200
第1節	中小企業・小規模事業者における支援機関の活用状況と効果	201
第2節	支援機関の現状と課題	213
第3節	支援機関の強みの理解と連携強化	229
第4節	まとめ	241



令和6年度において講じた小規模企業施策	243
参考文献	249
図表索引	253

本文を読む前に（凡例）

- 1 この報告の中で、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。また、小規模事業者とは、同法同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指す。なお、集計・分析において具体的な定義を示している場合等は、その定義に準ずる。

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～④を除く）※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業※	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

【中小企業者】

①製造業

- ・ゴム製品製造業（一部を除く）：資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 900 人以下

③サービス業

- ・ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 300 人以下
- ・旅館業：資本金 5,000 万円以下又は常時雇用する従業員 200 人以下

【小規模企業者】

③サービス業

- ・宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員 20 人以下

- 2 この報告では、一般に公表されている政府の統計資料を再編加工したものや民間諸機関の調査等を主として利用した。資料の出所、算出方法、注意事項等についてはそれぞれの使用箇所に明記してある。なお、この報告でいう「再編加工」とは、各統計調査の調査票情報等を中小企業庁で独自集計した結果であることを示す。

- 3 中小企業・小規模事業者に関する統計を見ていく場合、中小企業・小規模事業者は大企業と異なり、指標によっては企業間のばらつきが大きいため、平均値は中小企業・小規模事業者の標準的な姿を代表していない可能性があることに注意を要する。
- 4 各統計値については、過去分にわたって更新される可能性がある。
- 5 この報告に掲載した我が国の地図は、我が国の領土を包括的に示すものではない。

中小企業白書・小規模企業白書について

- ・中小企業白書は、中小企業基本法に基づく年次報告。2025年版で62回目。
- ・小規模企業白書は、小規模企業振興基本法に基づく年次報告。2025年版で11回目。

● 中小企業基本法（抄）

（年次報告等）

第11条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

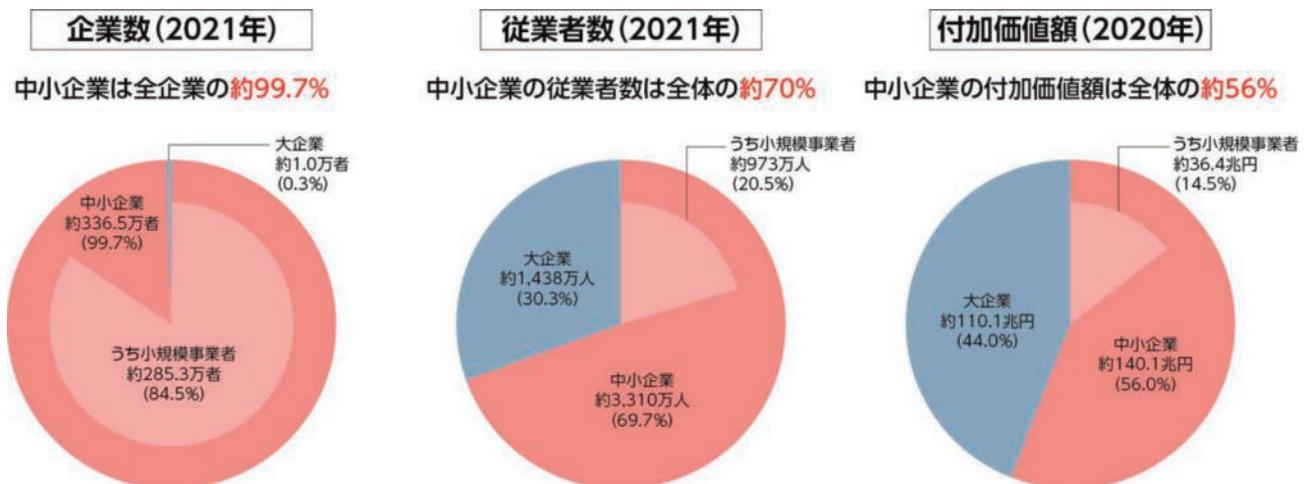
● 小規模企業振興基本法（抄）

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、小規模企業の動向及び政府が小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る小規模企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

● 中小企業・小規模事業者の企業数、従業者数、付加価値額



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工